

平成 25 年度第 1 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長選任及び委員長代理の指名
- 5 報告事項
(1) 北海道入札監視委員会の概要
(2) 平成 24 年度入札契約執行状況 (平成 25 年 3 月末)
(3) 談合情報の対応状況
- 6 議 事
(1) 北海道入札監視委員会設置要綱の改正
(2) 平成 25 年度北海道入札監視委員会活動計画
- 7 審 議
- 8 閉 会

平成25年度 第1回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員 長	吉岡 征雄
委 員	伊勢田 和幸
委 員	大野 由夏
委 員	蟹江 俊仁
委 員	齊藤 揮誉浩
委 員	肘井 博行

五十音順、敬称略

関係各部局出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	主 幹	富岡 尊志
"	主 査	菊池 祐二
"	主 査	村中 利之
水産林務部総務課	課 長	佐藤 寛
"	主 幹	金崎 伸幸
"	主 査	米屋 鶏太
建設部建設管理局建設情報課	課 長	高瀬 浩
"	主 幹	佐藤 克幸
"	主 幹	早川 友浩
"	主 査	北本 幸徳
"	主 査	有馬 純生
建設部建築局計画管理課	課 長	喜多 睦夫
"	主 幹	玉田 甲
"	主 査	田所 優花
出納局総務課	主 幹	川田 和明
"	主 査	阿保 恵一
教育庁総務政策局総務課	主 幹	西岡 博幸
"	主 査	杉島 美穂
"	主 査	白樫 修
教育庁渡島教育局道立学校運営支援室	室 長	松本 弘之
"	主 査	福島 大康

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局	次長兼局長	坂本 和彦
総務部行政改革局行政改革課	課 長	濱坂 真一
"	主 幹	古岡 昇
"	主 幹	宮澤 宏
"	主 査	三浦 哲晃

平成25年度第1回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

時間前ですが、皆さんお揃いですので、ただいまから、平成25年度第1回入札監視委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、総務部次長兼行政改革局長の坂本よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

【 坂本次長兼行政改革局長挨拶 】

3 委員紹介

(事務局)

それでは、会議を始めさせていただきます。

本委員会は、第6期目を迎えます。初めての委員会でございますので、委員長の選出までの間、事務局の方で進行させていただきます。

まず、委員にご就任いただきました方々をお手元の委員名簿の順に紹介させていただきますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

伊勢田委員、大野委員、蟹江委員、齊藤委員、肘井委員、吉岡委員です。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。行政改革課長の濱坂でございます。私、主幹の古岡でございます。主査の三浦でございます。

4 委員長選出及び委員長代理の指名

(事務局)

続きまして、次第の4番になりますけれども、委員会の委員長を選出していただきたいと思っております。委員会設置要綱第3の5の規定によりまして、委員長は互選で選出すると定められておりますが、どなたか立候補あるいはご推薦いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(伊勢田委員)

吉岡先生に引き続き委員長に、ぜひお願いしたいと思っております。

(事務局)

ただいま伊勢田委員から委員長に吉岡委員を推薦される旨のご発言がございましたが、ご異議がなければそのように決定してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

それでは、そのように決定いたします。吉岡委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(吉岡委員長)

引き続きということになりますので、従来どおりでいいのか、新しい委員方がお二人お入りいただきましたので、また一つ新鮮な気分であればなおいいかなと思っております。よろ

しくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、吉岡委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(吉岡委員長)

それでは、次第の4のうち委員長代理の指名についてでございますけれども、委員会設置要綱第3の7の規定に基づいて、委員長代理を決めさせていただきます。要綱では、委員長代理は委員長の指名ということになっておりますので、私の方から委員長代理を指名させていただきますが、引き続きで恐縮ですが、蟹江先生に代理をお願いしたいと思います。

(蟹江委員)

わかりました。お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

5 報告事項

(1) 北海道入札監視委員会の概要

(吉岡委員長)

それでは、報告事項の1番目「北海道入札監視委員会の概要」について、事務局からのご説明をお願いします。

(事務局)

【 資料1 - 1 に基づき説明 】

(吉岡委員長)

ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

(2) 平成25年度入札契約執行状況(平成25年3月末)

(吉岡委員長)

それでは、報告事項の2番目「入札契約執行状況」についてご説明願います。

(事務局)

【 資料2 - 1 基づき説明 】

(委員長)

ありがとうございました。ご質問は何かございませんか。

(3) 談合情報の対応状況

(吉岡委員長)

それでは、報告事項の3番目「談合情報の対応状況」について、ご説明願います。

(事務局)

【 資料3 - 1 に基づき説明 】

(吉岡委員長)

ありがとうございました。ご質問等ございますでしょうか。

(齊藤委員)

事情聴取の欄の と は、落札者1とかそういう関係のものでしょうか。

(事務局)

は事情聴取を1回行ったもので、 は2回事情聴取を行ったものです。

(肘井委員)

一般的な調査のやり方についてですが、情報提供者が匿名の場合については、そこには接触できないでしょうけど、報道機関などの場合には、情報提供者の側から詳しく情報をお聞きするということがおやりになるのですか。

(事務局)

例えば報道機関からの情報の場合について、どういうところからの情報ですとか、可能な限り、聞ける範囲内で確認することになっております。

(肘井委員)

それらの記録は文書か何かで備えられるのですか。

(事務局)

談合情報対応関係資料の1頁になりますが、談合情報報告書という形で談合情報の中身を記載することになっております。

(肘井委員)

これらは情報提供者から詳しく情報を受けることが可能なものについては、基本的にはこの報告書を作成されているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そうです。

(肘井委員)

ここに示されている事情聴取書を読ませていただきまして、まず自らやりましたよと言う人はまずいないと思います。そうすると、こういう聴き方であれば、知りません、やっています、ということなのですが、その場合、それ以上の補充調査が行われているのか、行われているとしたらどのような方法による調査なのか。

(出納局)

出納局ですが、調査についてはあくまでも一定の内容を聞き取りするだけであって、公正取引委員会だとか警察がやっている調査だとか、捜査という方法は一切行っておりません。

(肘井委員)

これだと一般市民から見れば、型どおりのことをやっているだけで、何かアリバイ作りのためにやっている、そういうレベルではないかと見られてしまうのではないかと。

現状では、これ以上のことはなされていないということなのではないでしょうかね。

(吉岡委員長)

正確に言うと、してないというのは事実で実際ですけども、公取ですとか警察の活動に

あまり道側が踏み込むと本職の方の邪魔になることがあるので、あまり突っ込まないでほしいというような話も公取からしてくる状況もある。毎回話題にはなるのですが道としての限界みたいなものを感じつつやっているのが実態ですね。

(肘井委員)

そうしますと、公取に任せたとということになるわけですね。この情報は公取の方へは行っているということですね。

(事務局)

はい、この情報を公取と警察の方へ情報提供しています。

(蟹江委員)

今回のこの聴取書を拝見すると、かなり疑問に感じる箇所はありますが、事実関係がはっきりしないところがあるのですが、鏡の部分では、情報が提供されたのが4月1日とおっしゃっていたと思うのですが、情報受理日は4月1日ですか。

(事務局)

それは、旭川建設管理部のものです。

(蟹江委員)

これはいつ情報があったのか。25日に情報があって、2日後に事情聴取を行っていることでよろしいですか。

(事務局)

はい。そうです。

(蟹江委員)

少し不思議かなと思ったのは、当初3月21日に入札があって、それが終わってから情報が入ってきた。

(事務局)

17番、18番については、見積合わせが終ったあとの情報になります。

(吉岡委員長)

この3件については、後ほど審議いたします。

(大野委員)

一般的な話ですが、調査の結果、特に談合とみられる事実が確認できなかった場合に、19番だと見積参加者を追加してますよね。追加するかしないかの判断というのはどこあるのですか。

(出納局)

談合処理の手続きがありまして、聞き取りの内容で判断して基本的にはやることとなります。入札前であれば何かの処置をとって次の入札を行うということにしております。

(大野委員)

そうすると、内容を見て、信憑性を判断した上で。

(出納局)

信憑性といえますか、談合の段階として、ちょっと強い、可能性があるなということ、

全くわからないなというのを加味しながら方法を変えていくという処理をしております。

(肘井委員)

今のお話の中で、可能性が強く感じられるという場合には、この方法というようなレベルの違う対応があるのですか。

(出納局)

一回やめて新たにやるだとか、違う方法で対応するなど、手続を決めていますので、その処理に従って行う。

(肘井委員)

その手続の関係の書類は、今日は配布されていないのでしょうか。

(事務局)

資料1 - 2の23ページに対応手続フローというものがあまして、裏面もありますので3つのケースでわかれています。これが道の対応手続でございます。

6 議事

(1) 北海道入札監視委員会設置要綱の改正

(吉岡委員長)

他にございませんか。

それでは次に移らせていただきます。

次に議事に入りまして、北海道入札監視委員会設置要綱の改正について、事務局からご説明願います。

(事務局)

【 資料4に基づき説明 】

(吉岡委員長)

何かご質問はございますか。

(吉岡委員長)

改正は、このとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

了承

(2) 平成25年度北海道入札監視委員会活動計画

(吉岡委員長)

ありがとうございます。

それでは、次に平成25年度北海道入札監視委員会活動計画について、事務局からご説明願います。

(事務局)

【 資料5 - 1に基づき説明 】

(吉岡委員長)

今、事務局からお話がありましたように、現地調査については、委員会終了後打合せを行うことになっておりますので、その他の活動計画について、ご質問等はございますか。

(吉岡委員長)

基本的には、事務局案の活動計画でよろしいでしょうか。

(委員)

了承。

(吉岡委員長)

それでは、そうさせていただきます。

抽出審議の関係については、委員会の運営に関する事務処理要領第5の規定に基づいて、委員会において指名した委員が案件の抽出を行うことになっております。その委員については、伊勢田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(伊勢田委員)

わかりました。

(吉岡委員長)

それでは、審議に入りたいと思います。事務局は準備をお願いします。

(事務局)

審議につきましては、委員会設置要綱第4の5の規定によりまして、非公開となっておりますので、審議関係者以外の方は、退室するようお願いいたします。

7 審議

渡島教育局発注案件

今回の談合情報の対応について、道側からは、現行制度に基づく対応である旨説明を行った。

委員においては、現行制度に基づく対応であることは確認されたが、今後に向け、談合情報対応手続などの見直しについて意見があった。

(了)